

# 道州制特区推進法に基づく国への新たな提案概要

H20.3 北海道

## 提案項目

### ○ 環 境

#### 国土利用の規制権限等の移譲

土地の利用及び保全に関して、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整することができるよう、全国的な統一性の確保などを名目として未だ国に残っている農地転用許可権限や民有保安林の指定・解除権限等を道に移譲するとともに、当該事務について国が現に要している費用を交付金として措置するよう提案します。

#### 人工林資源の一体的な管理体制の構築

近年、木材輸入量の減少により伐採量が急激に増加しているカラマツなどの人工林資源の保全と持続的な利用を図ることができるよう、次の提案を行います。

- ・ 道と市町村が連携した資源管理を行うため、地域森林計画（道作成）と市町村森林整備計画を統合して道独自の計画を策定できるようにすること。
- ・ 森林所有者が策定する森林施業計画の認定基準に道独自の基準である樹種別の伐採量を追加することができるようにすること。
- ・ 森林所有者が行う伐採届出に道独自の審査手続きを加え、伐採量の抑制を行うことができるようにすること。

#### 森林関係審議会 of 統合

北海道の林務施策全般を一体的かつ弾力的に議論することができるよう、森林法に基づく「森林審議会」と、道条例に基づく「北海道森林づくり審議会」を統合するよう提案します。

#### 廃棄物処理法に基づく権限の移譲

家畜ふん尿や林地残材などの豊富なバイオマスの再生利用の促進や安心・安全で円滑な廃棄物処理施設の設置など、北海道らしい循環型社会が形成できるよう、次の提案を行います。

- ・ 国が認定を行えば、都道府県や市町村に分かれている廃棄物処理等に関する許可が不要となる「再生利用の特例認定」について、国の認定権限を道に移譲し、本道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を設定することができるようにすること。
- ・ 水道水源への配慮など住民の安心・安全を守るため、全国一律に決められている廃棄物処理施設の技術上の基準について、道条例により独自の基準を上乗せすることなどができるようにすること。

## ○ 観 光

### 特定免税店制度の創設

「北海道洞爺湖サミット」（本年7月）の開催で、世界の目が北海道に集まることを見据え、国際的に通用する北海道らしい観光地づくりを目指して、観光客が旅行先として北海道を選択する大きなインセンティブとなるよう、道内の特定の空港内ターミナル施設等において、旅客が携帯して道外に持ち出すため購入する輸入品について、関税を免除できるよう北海道国際観光特別措置法（仮称）の創設等を提案します。

### 国際観光振興業務特別地区の設定

国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるため、宿泊施設をはじめとする観光関連施設・設備の整備に対して投資減税を行うことができるよう、北海道国際観光特別措置法（仮称）の創設を提案します。

### 企業立地促進法に基づく権限の移譲

観光や食品産業など、本道地域の強みや特性を活かした産業の集積を通じて本道経済全体の底上げが図られるよう、地方団体が策定する企業立地に係る基本計画に対する国への協議・同意を不要とするとともに、課税特例の適用対象業種を条例により地域が独自に決めることができるよう提案します。

### 外国人人材受入れの促進

外国人シェフやホテルマンなど、観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人人材を確保することにより、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更について、国の専掌事項に対する知事の申出権を創設することができるよう提案します。

### 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

より一層地域の事情に精通した通訳ガイドを養成できるよう、国が設定している地域限定通訳案内士試験の基準について、独自の合格基準点を設けるなど、北海道独自の試験方法等の設定ができるよう提案します。

## ○ 地方自治

### 町内会事業法人制度の創設

高齢化が進む広域分散型の北海道において、町内会が集会所等の不動産を保有する場合（地方自治法第260条の2）に限らず、住民の相互扶助又は生活環境の維持向上のために共同で取り組む事業（ビジネス）を行う場合にも法人格を取得できるよう提案します。

### 法定受託事務の自治事務化

今回提案の協議・同意や国の基準に係る法定受託事務について、個別法により法定受託事務の適用除外と規定することにより、自治事務化を図ることができるよう提案します。